



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成26年8月22日(金)

担 当	山形労働局労働基準部
	健康安全課長 今井 侯
	地方産業安全専門官 久保田幸信
	電話 023-624-8223 FAX 023-624-8345

### ◎職場の健康診断で働く人の約6割が黄色信号！！

～定期健康診断の有所見率は60.1%～

山形労働局（局長 <sup>もりたひろし</sup> 森田啓司）は、常時50人以上の労働者を使用する事業者から提出のあった健康診断結果報告書について、このほど、平成25年の状況を取りまとめたので公表する。

#### 1 山形県内における職場の健康診断結果のポイント

- (1) 定期健康診断において、何らかの異常の所見があるとされた労働者の割合は、60.1%（全国平均53.0%）と、前年を0.6ポイント上回り、全国で5番目の高さとなっている。（資料No.1・資料No.3）
- (2) 検査項目ごとに異常所見があると診断された労働者の割合をみると、血中脂質検査が38.3%と最も高く、次いで、肝機能、血圧、心電図検査の順となっており、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質、血圧、血糖、心電図）は、それぞれ全国平均を上回っている。（資料No.1）
- (3) 主要業種別に異常の所見があると診断された労働者の割合をみると、建設業が73.5%と最も高く、以下、運輸交通業66.7%、製造業60.8%となっており、いずれも全国平均を上回っている。  
一方、商業が主要業種の中で最も低い50.4%で、同業種の全国平均（53.4%）を下回っている。（資料No.2）
- (4) 山形労働局では、労働者に対する健康診断は事業主の責務であることから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置を徹底するよう指導を行っている。（資料No.4）  
また、事業者、産業保健スタッフのために、健康診断の事後措置を含む、労働者のからだと心の健康管理等の総合的な支援を行っている「産業保健総合支援センター」（資料No.5）の利用を呼びかけている。

## 【添付資料】

- No. 1 健康診断実施結果状況（検査項目別 有所見率（%））【H16-H25】
- No. 2 主要業種別の有所見率の推移（%）【H21-H25】
- No. 3 平成25年定期健康診断実施結果（都道府県別）
- No. 4 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について
- No. 5 産業保健活動総合支援事業のご案内

## 健康診断実施結果状況(検査項目別 有所見率(%))【H16-H25】

項目 年	聴力 (1kHz)	聴力 (4kHz)	聴力 (その他)	胸部X 線	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機 能検 査	血中 脂質	血糖 検査	尿検 査(糖)	尿検 査(蛋 白)	心電 図	全体
平成16年	3.7	8.2	0.5	3.2	2.2	14.1	11.1	19.5	37.4	8.0	2.9	2.4	13.3	56.4
平成17年	3.6	8.2	0.7	3.2	4.0	14.3	10.9	20.0	38.3	8.0	3.1	2.5	13.0	57.2
平成18年	3.4	7.9	0.5	3.1	1.3	19.9	11.0	20.0	39.2	7.8	2.7	2.8	12.1	59.3
平成19年	3.6	8.0	0.5	3.3	3.5	19.9	11.0	20.0	39.4	8.3	2.7	3.0	12.1	60.0
平成20年	3.6	7.6	0.3	3.3	2.8	19.1	10.8	20.5	41.4	10.7	2.5	3.0	12.3	60.6
平成21年	3.4	7.6	0.8	3.3	0.6	18.2	10.2	19.8	38.9	10.5	2.5	2.9	13.5	59.7
平成22年	3.2	7.2	0.3	3.4	1.3	18.0	10.7	19.3	37.1	11.5	2.4	3.1	14.0	59.7
平成23年	3.3	7.2	0.4	3.3	1.9	16.9	10.2	19.2	36.9	10.9	2.6	3.0	14.5	59.6
平成24年	3.1	7.4	0.3	3.3	0.2	17.3	10.2	18.9	38.3	11.0	2.6	2.9	14.0	59.5
平成25年【山形県】	3.4	7.0	0.2	3.4	1.6	17.5	11.4	18.5	38.3	11.4	4.3	2.9	15.1	60.1
平成25年【全国】	3.6	7.6	0.5	4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0

## 主要業種別の有所見者の推移(%)【H21-H25】

業種 \ 年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年【全国】
食料品製造	63.9	66.2	62.9	65.1	64.9	54.4
衣服繊維製	59.4	60.5	63.5	64.0	61.9	55.8
化学工業	63.2	61.7	61.8	59.6	58.6	51.9
窯業土石	70.2	62.0	60.7	61.9	66.4	55.6
金属製品	58.9	58.4	56.0	56.1	59.6	54.8
電気機械	56.0	57.7	57.8	56.9	58.6	50.2
<b>製造業</b>	<b>59.3</b>	<b>59.9</b>	<b>59.6</b>	<b>59.3</b>	<b>60.8</b>	<b>51.6</b>
<b>建設業</b>	<b>75.2</b>	<b>68.2</b>	<b>69.6</b>	<b>68.6</b>	<b>73.5</b>	<b>63.1</b>
<b>運輸交通業</b>	<b>61.7</b>	<b>63.2</b>	<b>65.5</b>	<b>66.8</b>	<b>66.7</b>	<b>60.8</b>
<b>商業</b>	<b>48.9</b>	<b>50.8</b>	<b>51.9</b>	<b>51.0</b>	<b>50.4</b>	<b>53.4</b>
<b>保健衛生業</b>	<b>59.1</b>	<b>58.5</b>	<b>58.6</b>	<b>60.2</b>	<b>58.9</b>	<b>48.3</b>
<b>全産業</b>	<b>59.7</b>	<b>59.7</b>	<b>59.6</b>	<b>59.5</b>	<b>60.1</b>	<b>53.0</b>

## 平成25年定期健康診断実施結果(都道府県別)

都道府県	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者		備考	
			人数	有所見率(%)		
01	北海道	4,558 (1,171)	455,233	263,220	57.8	
02	青森	1,198 (475)	125,644	76,361	60.8	④
03	岩手	1,263 (493)	124,813	72,932	58.4	
04	宮城	2,017 (606)	224,392	126,467	56.4	
05	秋田	899 (345)	91,901	56,411	61.4	③
06	山形	1,041 (365)	105,756	63,546	60.1	⑤
07	福島	1,742 (611)	181,024	97,183	53.7	
08	茨城	2,255 (677)	258,421	141,658	54.8	
09	栃木	1,750 (526)	217,203	118,874	54.7	
10	群馬	1,740 (559)	206,362	110,044	53.3	
11	埼玉	4,540 (1,242)	503,687	272,792	54.2	
12	千葉	3,904 (1,080)	442,101	220,184	49.8	44
13	東京	14,515 (3,023)	2,195,348	1,137,262	51.8	
14	神奈川	6,454 (2,046)	812,949	432,403	53.2	
15	新潟	2,446 (1,014)	258,840	136,845	52.9	
16	富山	1,314 (433)	139,409	77,680	55.7	
17	石川	1,229 (400)	126,931	66,095	52.1	
18	福井	903 (433)	82,968	51,444	62.0	②
19	山梨	792 (199)	79,250	43,393	54.8	
20	長野	2,000 (590)	203,626	114,331	56.1	
21	岐阜	1,916 (608)	194,608	97,879	50.3	
22	静岡	3,537 (1,142)	421,652	209,622	49.7	45
23	愛知	7,959 (2,433)	1,072,392	537,579	50.1	
24	三重	1,472 (553)	180,773	90,222	49.9	43
25	滋賀	1,237 (407)	146,252	73,709	50.4	
26	京都	2,249 (784)	259,629	131,244	50.6	
27	大阪	8,774 (2,276)	1,035,511	546,124	52.7	
28	兵庫	4,880 (1,699)	545,120	284,409	52.2	
29	奈良	872 (288)	89,778	48,221	53.7	
30	和歌山	682 (202)	72,900	39,554	54.3	
31	鳥取	575 (242)	51,142	24,929	48.7	47
32	島根	602 (231)	65,608	35,282	53.8	
33	岡山	1,915 (782)	194,854	107,212	55.0	
34	広島	2,744 (1,029)	293,732	158,428	53.9	
35	山口	1,225 (504)	142,117	74,186	52.2	
36	徳島	544 (154)	60,280	34,467	57.2	
37	香川	982 (302)	99,330	52,714	53.1	
38	愛媛	1,259 (347)	125,232	62,242	49.7	45
39	高知	592 (202)	59,331	34,271	57.8	
40	福岡	4,304 (1,511)	500,607	261,596	52.3	
41	佐賀	832 (263)	88,830	48,923	55.1	
42	長崎	1,134 (442)	122,200	71,959	58.9	
43	熊本	1,287 (467)	142,838	77,860	54.5	
44	大分	1,012 (387)	115,496	59,005	51.1	
45	宮崎	896 (244)	90,240	45,760	50.7	
46	鹿児島	1,274 (375)	145,250	74,355	51.2	
47	沖縄	1,013 (331)	110,509	70,436	63.7	①
合計		112,328 (34,493)	13,262,069	7,031,313	53.0	

資料: 定期健康診断結果調

- (注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。  
2 ( )内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。  
3 備考欄の数字は、有所見率の高い順に、1位から5位及び43位から47位である。

# 労働安全衛生法第66条の5第2項の規定に基づく 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（抜粋）

## 1 趣 旨

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の順序に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

## 2 就業上の措置の決定・実施の順序と留意事項

### ●健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

#### イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。なお、産業医の選任義務のない事業場においては、地域産業保健センター事業の活用を図ること。

#### ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。

#### ハ 意見の内容

就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めるものとする。

就 業 区 分		就 業 上 の 措 置 の 内 容
区 分	内 容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

#### ニ 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

### ●就業上の措置の決定等

#### ・労働者からの意見の聴取等

事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

### ●その他の留意事項

#### ・保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

#### ・健康情報の保護

事業者は、就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる時は、必要に応じて健康情報の内容を加工し提供する等の措置を講ずる必要がある。

# 事業場が取り組むべき具体的な事項



## 1 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を十分に勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

### ポイント

- ・必ず労働者個人ごとに医師等から意見を聴く。
- ・産業医の選任義務のない事業場は、医師等に労働者個人の情報を提供する。
- ・就業上の措置を講じるときは、労働者本人から了解が得られるように努める。

## 2 定期健康診断結果の通知

労働者自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、その結果を確実に通知しましょう。

### ポイント

- ・総合判定結果だけでなく、健康診断項目ごとの結果も通知する。
- ・健康診断機関等から健康診断結果の報告を受け取った後、速やかに通知する。

## 3 定期健康診断結果に基づく保健指導

健康診断に異常の所見があると診断された労働者など、健康の保持に努める必要がある労働者について、医師または保健師による栄養改善、運動などの保健指導を行ないましょう。

### ポイント

- ・深夜業に従事する労働者には、睡眠指導や食生活指導等を重視した指導を行なう。
- ・労働者本人とともに検討し、共感できるまで繰り返して指導を行なう。
- ・事業者等への個人情報の提供については、労働者本人の同意を得ておく。

## 4 健康教育・健康相談等

健康診断に異常の所見があると診断された労働者をはじめ、全ての労働者に対して、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を実施しましょう。

### ポイント

- ・健康教育は、脳・心臓疾患関連の検査項目での有所見の改善に向けた内容に重点を置く。
- ・健康教育は、個々の労働者の状況に応じて、取り組むべき具体的な内容を示す。また、労働者本人の取組状況を把握し、必要に応じて適切な指導を行なう。

## 5 取組状況の評価

事業場で取り組んだ事項に関して実施状況等を把握し、その結果を評価して、その後の計画に反映させましょう。

働く方々が面接指導、保健指導等を受けられる体制作りを

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

# 産業保健活動総合支援事業のご案内

## 平成26年4月から新しい支援体制がスタート

平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業（地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

### 【これまでの3事業の体制】

#### 地域産業保健センター

労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

#### 産業保健推進センター (連絡事務所)

産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

#### メンタルヘルス対策 支援センター

産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

### 【平成26年4月からの新体制】

## 産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けることにより、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

#### 産業保健総合支援センター

(都道府県ごとに設置)

事業全体を統括。事業者・産業保健スタッフなどを支援

#### 地域窓口

(地域産業保健センター)

(おおむね監督署管轄区域に設置)

主に労働者数50人未満の事業場を支援

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

独立行政法人 労働者健康福祉機構ホームページ

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



# 産業保健活動総合支援事業のサービス内容

## 産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

## 地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談対応を行います。

- 相談対応
  - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ・長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- 産業保健に関する情報提供

また、50人以上の労働者を使用する事業場に対しても、都道府県産業保健総合支援センターのサービスのご利用のご相談等を受け付けます。

## 労働者健康福祉機構（本部）

- 産業保健に関する全体的な情報提供
- メンタルヘルス相談機関などの情報の登録